

**08年12月12日 植木公会堂における  
武田薬品研究所の工事覚書(協定)「締結」経緯について質疑**

主な住民発言 その1

(覚え書き案の存在は説明会参加者にも内緒にされていた)

以下、敬称略す 質疑が始まりすぐに昨年10月にすでに「覚書案」の存在が明かされて

A) 11月に工事説明会の1回目に参加したが、「覚書の案」が有るとも、案について意見を求めているとも、知らされていない。まして「覚え書き」を締結する予定だということは、工事説明会でも知らされなかった。

B) 日にちが有ったのに、管理組合からも通知は無かった。

C) 今配られた「締結済み覚え書き」に、植木町内会以外は名前もハンコも無い。これでも契約なのか？

D) 配布された工事説明資料の4ページ、「施工に際して」で覚え書きの大枠を示したというが、これをさして「覚え書きの案だった」などと言っても通用しない。

竹中のDへの返答に対して。)すでにハンコをつく者まで10月26日に決めていて、11月10日～15日の間に鎌倉の3箇所で工事説明会をおこなっているが、うち13日には「出された意見をベースに覚え書きを交わしたい」と言っていたが、そういう言い方をしたこと自体、すでに矛盾している。

武田側、竹中側の発言

住民Aに対して。)どのようにするかは、お願いする立場ではない。

住民Bに対して。)私どもが、どうこうする立場ではない。ただ、「枚数をください、とか、掲示するから、」という要望は(一部の地域団体の長から)あった。

住民Cに対して。)代表として締結する方針を10月26日にその場で決めた。

「内部資料」として見せるが、「取り扱い」は注意してほしい。ロジユマンの集会場に集まってもらった。\*注

住民Dに対して。)11月の説明会で「これをベースに覚え書きを交わしたい」と確か申し上げた。(締結案を10月に示しておいて、案の存在を明かさずに「交わしたい」という言い方は無い。)

\*注：12団体内訳は末尾に記載

**解説** 12もの団体\*から(マンションなどは自治会長と管理組合の理事長との参加で出席は12を超える)合計して16名もの代表が居れば、普通どこかの団体が、工事説明会の案内と一緒に「工事覚え書き(案)」が代表宛てに来ていることを掲示か何かで報らせるのが普通。それが無かったのはきわめて不自然である。

そればかりでない。11の団体は、10月26日に覚え書きの締結をあらかじめ植木町内会長に委任したとのことであるが、そのことを出席した団体の代表は会員に報告すべきであるのに、そうした様子が無かった。

## 主な住民発言 その2

### (一般住民にも説明会参加者にも内緒で進めた協定は無効である)

E)(工事協定について。)管理組合長に委任はしていないし、まして他の町内会長に再委任することなどは承知していない。内容が分からないで委任するはずが無い。

鈴木のエへの返答に対して。その1)何の為に町内会、自治会が有るのか分からなくなる。再委任をする事まで武田が関与しながら、それを「知らない、」関知しない、では済まない。

鈴木のエへの返答に対して。その2)団体はそれぞれ会員の了解が必要だ。会の規定で相談し、その内容について調印締結まで責任を持つことを証明しなくては、全部田中だけが責任をかぶる。こんなことを準備した鈴木は信用できない。こんなことをして12月1日に間に合わせたのか?

F)有効期間が覚え書きに無い。契約でしょう? ならば体裁は整えよ。

G)内緒で締結したものを掲示したのは不正だ。

#### 武田側、竹中側の発言

住民Eに対して。(委任し合うことについて)「そちらのマンションの中の問題でしょう」この鈴木発言に騒然とする。

住民Fに対して。期間は「工事が終るまで」とする。

**解説** 竹中のまとめた10月27日付けメモは、26日(日)13:30~15:15にロジウムで事前説明を行った(要録)とされ、取扱注意のしるしが記されているが、どこに配布したものか? 配布したのは、事業者側(武田と竹中2社)の社内なのか? 地域の12の団体へなのか?

要録の末尾に「植木町内会会長が代表者として記名・押印することで了承を得た。」とあるが、誰が、誰の「了承」を得たのか? 植木町内会会長が11の団体の代表に「了承」を得たのか?

「工事覚え書き(案)」は、事業者側(竹中と武田)が提示したが、すでに「代表」のみの氏名・押印の体裁になっていた。「先行して工事と覚え書きの事前説明を行った」事業者・武田と竹中が、団体の代表全員に「了承」を得たと理解するのが自然である。

あわせて、事業者から相談されたとはいえ、自治町内会の反民主的な経緯についても明らかにしておく必要がある。すでに団体理事会\*\*注に宛てて会員から抗議を兼ねた質問状が提出されている例があるので、必要に応じ公開できる予定である。

### 主な住民発言 その3

#### (覚え書きに追加すべき内容について)

H) 工事説明会でテレビ受信の電波障害については、アナログ波・デジタル波の資料提供を約束しているが、いまだに放置している。

I) 県の環境アセス審査で11ヶ月間審査された。予測評価書には、解体時の粉塵量や、解体・建築を通しての、騒音・振動、工事車両による指定道路と交差点の渋滞対策が記載されているのに、覚え書きに数値等が反映されていない。

J) どこで測定するかの取り決めが無い。

K) 「施工に際して」の質疑で、長時間作業で真っ暗になるまで現場作業されては困るとの意見を出したが、そちらは長時間作業をする理由は言わなかった。我々の意見をどうするのかと聞いたら、「貴重な意見をベースに覚え書きを交わす」と返答しているが、なぜそんな返答をしたのか。言う事が混乱している。

住民I、Jへの返答に対して。) 「当然守る」というのは「役所対応上」だけ。言われたから「当然守る」では、ハンコをついた植木町内会長にハジをかかせるだけ。

L) 具体的な数値が無には、協定書ではない。

M) (竹中の住民Lへの回答に対して。) こういうことです、と、具体的に示せと言っている。

N) (住民Mへの返答に対して。) どこで測定するか。外れたときはどう対処するかも書け。数字なし、測定なし、対処なしはダメだ。

O) 重要項目なので、覚え書きに中身を追加して、結び直さなくてはならない。管理値を約束して、結果をチャート記録して、定期的に住民に向け証明できるようにすべきだ。

P) 「うるさくなるから(数字は)黙っておこう」が考えだと思われても仕方が無いでしょう。

Q) ここ(植木公会堂)だけ「追加説明会」をやっても仕方が無い。(次頁に続く)

#### 武田側、竹中側の発言

住民Hに対して。) デジタル波の方がアナログ波より、障害物による影響が少ないことを説明した。

覚え書きはデジタル波のことも十分カバーしているからこれで良い。

住民I、Jに対して。 その1) 11月13日の工事説明会にはアセスに関するそのような発言がされなかった。**要求もされていない。**

(アセスのことは)アセスの書類を見てください。

住民Kに対して。) 配布資料の「施工に際して」のところで、「覚え書きの案を示した」(会場騒ぐ。)

住民I、Jに対して。 その2) 指摘されたアセスの事項は、工事をその「しぱり」の中で作業するのは当然のこと。大前提にしている。

住民Lに対して。) 協定書には、余り細かい数字は入れていない。(竹中の回答)

住民Mに対して。) おっしゃるように、数字を別途資料にして届けます。**協定はそのまま進めたい。**

住民N、Oに対して。) 要望として、持ち帰ります。承っておきます。

住民Pらの発言に対して) 検討して回答しますので。(「入れてくれ、と言っているのだ」にたいして、)「効力のあるものを出せと言われても出来ないで持ち帰ります。」(武田・鈴木)  
(次頁の右側欄に続く)

他の工事説明会会場に参加した者にも周知せよ。

R) 都会地と違い住宅地だ。日没後の工事などは迷惑だ。

定例の協議の場、その日時、を設けよ。

S) アセスは前提で、あなた方は守るのが当たり前というが、またアセスが終わったとも簡単にいうが、正規の協定をせずに工事を始めてしまったではないか？不誠実がみえみえである。アセスの大前提を先ず協定に示すべきだ。

T) 今夜出されたものを覚え書きに入れて、引き続き工事説明会の中で協議するべきだ。

住民 T に対して。) ご意見を頂いたので、(後日) 回答を差し上げる。そのときにも対応したい。(武田、鈴木)

覚書の条項は 14 までの簡単なものであり、A4 用紙 3 ページと 2 行によりなる

**解説** 不正締結された「覚え書き」にたいし、住民側から 14 項目もの追加すべき内容関係発言がなされたのは当然の結果である。事業者側の武田および竹中に、工事協定書の何たるかを理解する者が居なかったと言えればそれまでだが、工事説明に十分な時間を当てその中で協定に関する議論に時間を割くことをしない為、住民の意見が反映されないものとなっている。明白な手順無視・不正締結は許されない。

#### 主な住民発言 その 4

##### (工事説明だけで済まぬ、新研究所は安全か？近隣へ説明が無い)

U) 工事説明会は、工事を説明するだけでは無い。われわれは被害を受けるのだから、それに対し、住民の同意を求めるといことでしょう。

V) 研究所は安全か？を説明すべき。工事説明会は開催しました、終わりました、では困る。

W) 工事に関して、うるさい、とか、振動がある、とかだけではない。研究所そのものに対して不安を持っている。

##### 武田側、竹中側の発言

各住民意見に対して。) 研究の内容について要望があれば訪問させていただきます。近日中に理事と相談させてもらおう。(鈴木)

**解説** 大多数の住民は工事説明会において始めて、造られる建物の種類と、その建物が何に使われるのかを耳にする。工事説明会は、前提として、景観への影響(建造物の高さとか巨大性など)や居住環境への影響を問いたす事に始まるのが説明会の定石である。同時にその質疑応答を求めることは住民の当然の権利であるので、当夜の住民発言はすべて至極当然のことであった。

## まとめ

(1) 12月の植木公会堂における、事業者側と住民との質疑に至った経過を簡単に記すと次のとおりである。

事業者(この場合武田薬品と竹中工務店)は、工事説明会を鎌倉市内の工事現場に関わる3箇所各1回だけ開催し、どこにも2回目の開催案内が来ないまま「覚書締結」の事態が発覚した。住民99%にあたる一般住民には覚書の内容も知らされていない状況であった為、住民が緊急に臨時「追加説明会」を開催すべきであることを要求し、植木町内会長と武田薬品担当者に伝えた結果、1回目の11月の説明会から約1ヵ月後の翌月12日(金)の夜になり植木公会堂において上記のような質疑がなされることとなった。

(2) 住民側の批判発言からも判るように、覚書案の存在から締結まで、住民には内緒で進められてきた経過が明らかになった。対して事業者側は「団体の代表が会員になぜ報せなかったかは、そちらの問題でしょう」と言ったり「配布資料の『施工に際して』のところで覚書の案を示した」と言ったりしたが、事実経過に即し住民に論駁された。

事業者側は何を期待してこのような無謀な事を12団体の代表者らに要請したのであろうか?これは事業者当人に聞くしかないことである。

(3) 事業者側が住民意見を「持ち帰って」からまもなく1ヶ月になろうとしている今、我々は武田薬品に対し、以下のことを問わなくてはならない。工事協定について地元におけるここ数ヶ月の経過をどう認識しているか? 工事説明ならびに工事協定の覚書を是正し協議をやり直す意向があるかどうか? 回答を求めねばならない。

違法手続きによって締結された工事協定の下に着手された工事は、違法な工事であり直ちに工事を中止すべきことは当然である。我々は、武田薬品社長の号令の下12月3日に着手された新研究所建設の工事も、上記と同様に、地元住民との間の工事協定締結が不当なものであったことが明らかになった以上は不当な工事であると判断するものである。

工事予定地に近接する住民であれば誰もが平等に、工事説明会において事業者に十分な質疑を行なう権利を有している。鎌倉市民においても、そのことは条例で保証されている。

我々としては、工事協定の経過において生じた諸問題を詳細に公開し、工事の中止を要求する運動を開始せざるを得ないであろう。

2009年1月5日

武田問題対策連絡会(文責 H)

\*注 及び \*\*注 の説明は次ページにあります。

\*注：12 団体内訳と、事業者側の締結責任者を記載

(甲) 鎌倉市植木・岡本地区

植木町内会

鎌倉ロジューマン管理組合

大船コーポピアネーズ管理組合

東急ドエルアルス鎌倉植木管理組合

鎌倉岡本ガーデンホームズ管理組合

岡本住宅町内会

四季の杜自治会

ラシェール鎌倉岡本ハイライズ管理組合

レックスガーデン鎌倉岡本管理組合

鎌倉グランマークス管理組合

玉川町町内会

岡本町内会

代表：植木町内会会長 田中 八郎 印

(乙) 大阪市淀川区十三本町2丁目17番85号

武田薬品工業株式会社

医薬研究本部 新研究所プロジェクトリーダー

杉山 泰雄 印

(丙) 東京都江東区新砂1丁目1-1

株式会社竹中工務店 東京本店

取締役本店長 太田 啓介 印

\*\*注；団体理事会からの回答は、1月5日現在まだ無い。

質問状は主に、理事会が10月に「覚書(案)」の説明を事業者から受けていながら、会員に案を公開していなかったこと、覚書締結を理事会が他の町内会に再委任したことの、2つのことについて経過説明を求める内容になっています。

「覚書(締結分)」は昨年末12月1日に締結されてすぐに、事業者側から11団体に配布されました。そして12月3日には工事が着手されました。